

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号から第11号まで、第7条の2第3号、第7条の3第3号、第8条第5号、第11条の2第1号、第12条第4号及び第13条第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「職員出張命令簿」を「職員旅行命令簿」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。